



見えない暴力に声をあげられる社会に

それって～「セクハラ！・パワハラ！」

「セクシュアル・ハラスメント」、「パワー・ハラスメント」をご存知ですか。メディアで報道される大きな事件もあり、私たちがこれらの言葉を見聞きする機会は増えてきたかもしれませんが、その実情を理解できているでしょうか。男女共同参画の妨げともなりうるセクハラやパワハラの被害を無くしていくために、どういう言動がセクハラやパワハラになるのかを知り、加害者にならない・被害者をつくりださない心がまえや防止策を学びましょう。

講師 小牧 美江 さん

(こまき みえ)さん

司法書士

大阪司法書士会 元セクシュアル・ハラスメント相談員

滋賀県立大学非常勤講師

ジェンダー法学会所属

《日 時》 平成 31 年 2 月 7 日(木)

13:30～14:30

《会 場》 伊丹市立女性・児童センター

《参加費》 無料

《定 員》 50 名

お申込み・お問い合わせ
伊丹市立女性・児童センター

072-772-1078

火曜・祝日休館

<http://www.itami-danjo.jp/>

メール salon@itami-danjo.jp

男女共同参画社会とは！！「男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」です。

(男女共同参画社会基本法第2条)

【託児あり】

1人につき1回350円 先着6名1歳半～就学前)
(1週間前までに要予約)